

宮崎県環境保全アドバイザー派遣事業実施要領

平成２０年４月１日

環境森林部環境森林課

（目的）

第１条 この要領は、宮崎県環境保全アドバイザー設置要綱（以下「要綱という。」）第１３条の規定により、その実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（派遣対象等）

第２条 宮崎県環境保全アドバイザー派遣事業を受託した団体の長（以下「受託団体の長」という。）は、市町村、民間団体、学校等の要請に基づき、宮崎県環境保全アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を派遣するものとする。

２ アドバイザーを派遣する対象は、市町村、民間団体、学校等が主催する環境問題に関する講演会、研修会及び講習会等（以下「研修会等」という。）とする。ただし、営利目的の研修会等には派遣しない。

（派遣手続等）

第３条 アドバイザーの派遣を希望する研修会等の主催者は、原則として開催予定日の１か月前までに、アドバイザー派遣申請書（様式第１号）により、受託団体の長に申請するものとする。

２ 受託団体の長は、申請を適当と認めた場合は、派遣するアドバイザーを決定し、アドバイザー派遣依頼書（様式第２号）により、当該アドバイザーに研修会等での環境保全に関する知識の普及・啓発を依頼する。また、アドバイザーの派遣を決定したときは、アドバイザー派遣決定通知書（様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（実施報告）

第４条 申請者は、研修会等の終了後、速やかにその結果を実施報告書（様式第４号）により、受託団体の長に提出するものとする。

（経費）

第５条 受託団体の長は、予算の範囲内において、派遣の対象となったアドバイザーに対して謝金及び旅費を支給する。ただし、アドバイザーが公務員である場合は、原則として謝金の支給は行わない。

附 則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。